第 6 章

重点整備地区の現状と課題

第６章　重点整備地区の現状と課題

1　重点整備地区の課題の抽出

（１）中心市街地において整備が必要と思われる施設、道路の現況調査

中心市街地における施設や道路の現況を把握するために、市立病院および文化交流ホールと交通の要所であるＪＲ深川駅を結ぶエリアにおいて、施設や道路のバリアフリーの現況を調査しました。

市道６丁目線 歩道

市道７丁目線 歩道

プラザ深川 玄関 スロープ

国道２３３号 歩道

健康福祉センター 点字案内板

市道花園通線 点字ブロック

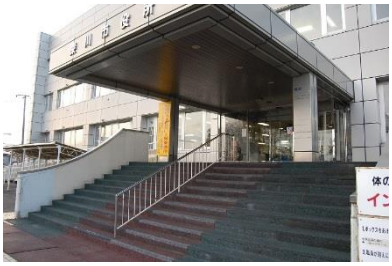
市役所 正面玄関

道道深川雨竜線 歩道

市立病院 玄関 点字ブロック

道道深川停車場線 歩道

市立病院 駐輪場

市道仲町通線 歩道

ＪＲ深川駅 障がい者トイレ

市道蓬莱通線 歩道

文化交流ホール オストメイト

（２）現地調査からの把握

高齢者や障がい者など、多くの人々が利用する施設及びその周辺の道路で障がい（バリア）となっている場所や課題について、実際にまちを歩いて点検する現地調査を行いました。

また、現地調査のあと、ワークショップによりバリアフリー上の課題や整備要望等の意見交換を行いました。

なお、調査にあたっては、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」をもとに、調査を実施しました。

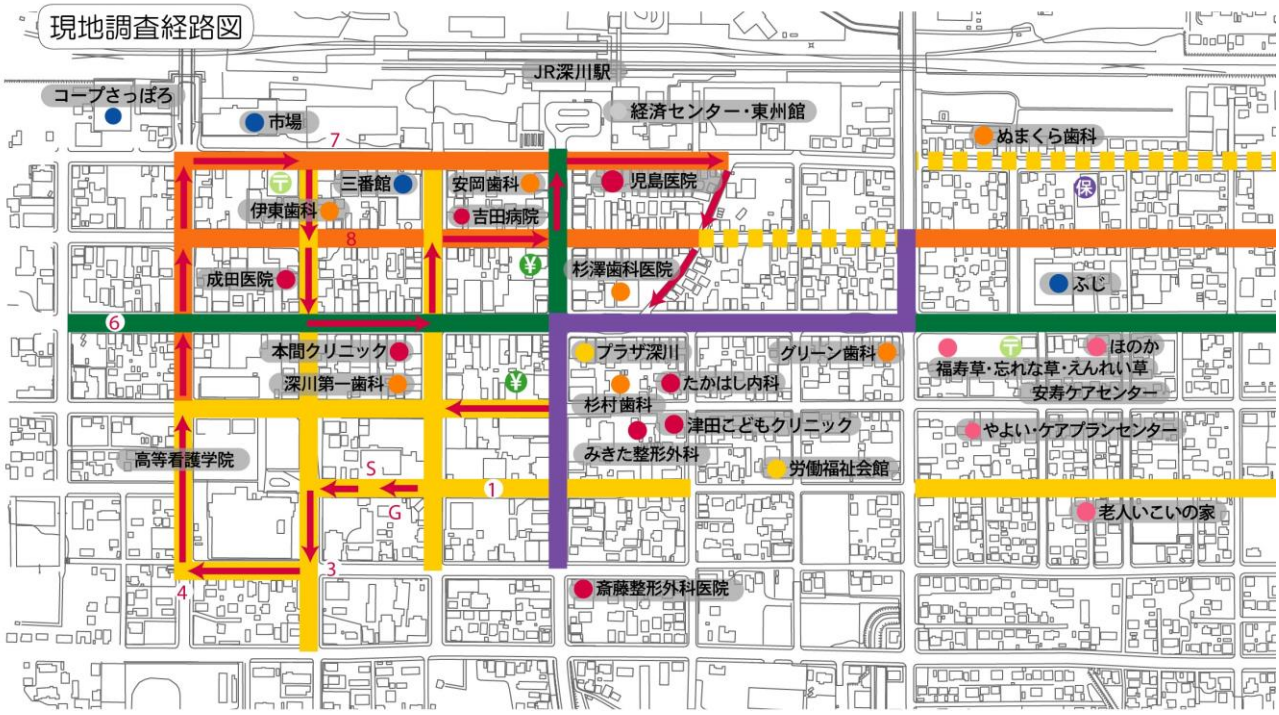

①調査概要・目的

バリアフリー基本構想の重点整備地区を含む、中心市街地内の主要な施設や道路の現状を把握するために、協議会委員各位の参加を頂き現地調査を行いました。

②調査日時　平成２７年１０月２２日（木）午後より

調査対象施設

１．市道花園通線　２．市道７丁目線　３．市道寺前通線　４．市道６丁目線
５．市道森元通線　６．道道深川雨竜線　７．市道蓬莱通線　８．市道仲町通線
９．市道８丁目線　１０．道道深川停車場線　１１．国道２３３号

参加者　１９名

（３）市内にある主な公共施設の利用状況調査からの把握

高齢者や障がい者など、市民の皆さんが多く利用する公共施設において、普段から気になるところ、お困りのことや施設に対する不満・要望などの聞き取り調査を行いました。

①調査概要・目的

前述、現地調査の概要・目的に同じ。

②調査日時　平成２７年１１月１日（日）～１１月１３日（金）

調査対象施設

１．市役所　２．健康福祉センター　３．総合福祉センター　４．市立病院
５．文化交流ホール　６．中央公民館　７．経済センター　８．ＪＲ深川駅
９．プラザ深川　１０．温水プール

調査対象者　１９名

（4）現地調査等における主な意見

施設	現地調査等における主な意見
市道花園通線	○汚水マンホールの突出（段差）がありつまづく ○整備済の路線だが、傷みが激しい ○境界杭が歩道面から飛び出ている ○除雪の影響で歩車道縁石の傷みが激しい ○点字ブロック上に止水栓あり
市道7丁目線	○病院側の点字ブロックに破損箇所あり ○街路樹桝が歩道敷地に越境している ○民間病院の駐車車両が歩道へ迫出している ○建物の基礎が歩道に出ている ○点字（線状）ブロックが縦断的に配置されていない
市道6丁目線	○病院緊急車両出入口付近の点字ブロックの破損が激しい ○街路桝に植栽されているハマナスのトゲが痛い ○病院横の歩道に草が生え、見栄えが悪い ○未整備部分において傾斜も波打ちも酷い ○空家前の歩道は草が繁茂し酷い ○インターロッキング敷設箇所に点字ブロックが無い ○未整備箇所において凹凸が激しい ○西側の歩道がバリアフリー化されていない
道道深川雨竜線	○交差点付近に点字ブロックがあるだけで縦断的に線状ブロックが無い ○道路雨水桝のグレーチングが細目タイプじゃない ○インターロッキングはきれい ○平板ブロックのように四辺の長さが長いほうがいい ○メイン道路なので歩道の幅がもっとあったほうがいい ○歩道上の構造物（電柱やゴミ箱など）が無くなるとスッキリする ○民家が張り付いている所は整備が難しい

施設	現地調査等における主な意見
市道蓬莱通線	○一部インターロッキング敷設区間もあるが、全く点字・線状ブロックがない ○歩道の凹凸が酷い ○歩道の民地側（背後地）の高さが不整合 ○歩道の波打ち・傾斜があまりにも大きい ○歩道全般に悪い ○歩道から車道への地盤がガタガタでした ○郵便局付近が特に酷い ○市場・市営駐車場の前の歩道も傷みが酷い
市道仲町通線	○歩道の凹凸が酷い ○歩道の民地側（背後地）の高さが不整合 ○歩道の波打ち・傾斜があまりにも大きい ○仲町通線、全面的に改善しなければならない ○出入部は急勾配（横断的）
道道深川停車場線	○交差点付近に点字ブロックがあるだけで縦断的に線状ブロックが無い ○思ったよりインターロッキングに凹凸がない ○平板ブロックのように四辺の長さが長いほうがいい ○深川市の顔の道路である ○歩道の作りが良い ○コンビニ店舗前の車両の出入によりブロックの破損が激しいのでもっと大切に使ってもらわないと駄目だ ○各店舗への車の出入口が狭い
国道233号	○道路（歩道）の高さと建物（敷居）の高さが大きい ○区間により、点字・線状ブロックがない（本町通） ○道道と合わせ、メイン道路なので歩道の幅が広いほうがいい ○歩道が駐輪場になっている場所がある（プラザ深川前） ○電柱などの構造物が無くなればいいと思う

施設	現地調査等における主な意見
プラザ深川	○正面入口にスロープが無いため車椅子での利用が出来ない ○駐車場が無い ○裏口にスロープがあるが、その案内板が正面にない ○障がい者でも利用出来る施設なのか、利用目的（施設の）がよく分からない ○駐車場のスペースが少ない ○車の出入口が交差点に近く危険である（特に冬期間） ○正面入口等に段差があり高齢者等が利用するのに不便な施設である ○室内に入ってからのスロープは意味をなさない
健康福祉センター	○点字・線状ブロックの大きさは床のタイルに合わせてのことと思いますが、一般的なサイズでも良かったのではないですか ○館内施設点字案内板、他の公共施設にもあればいいと思います
市役所	○施設が古いので建て替えが必要と思う ○エレベーター設置か、中心市街地に移転しコンパクトな建物に新築する ○トイレが身障用では無い ○古い建築の為、改善点は多くありますが、実際に障がい者・足・腰に支障のある方に意見をお聞きし、優先順位を決めていかれてはどうかと思います ○２階以上への用務がある場合、身体障がい者（特に下肢障がい）の方には利用が不可 ○古い建物のため、全体的に車椅子利用者等障がい者や高齢者にはトイレや階段などを利用するのに不便な施設である ○トイレ等の改善も必要かと思う ○スロープの位置はどうか？利用形態は不明だが、駐車場側に設置することで、車で来庁した人も使いやすいのでは？ ○正面玄関階段あたりが暗く、下りるのに階段の段差が見えづらい ○点字ブロックが玄関フロアマットで隠され意味を果たしていない
温水プール	○施設の周りの歩行空間（歩道以外）にある市の公共汚水桝が１ｃｍ程度飛び出ておりつまづく可能性あり ○スロープに経年変化による段差が生じている

施設	現地調査等における主な意見
市立病院	○施設が新しく車椅子での行動もスムーズに出来るが少しトイレがせまい気がする ○建物上部の空いている階の有効利用をさらに進めていただきたいと思います ○家族で診きれない高齢者がさらに増していくと思います ○受け入れる施設が不足しています ○救急車専用入口の視線誘導ブロックの破損 ○救急車専用入口付近にある植樹桝にトゲのあるハマナスがあり怪我をする ○各公共施設に市立病院のような自転車駐輪場があると良い ○点字ブロックが玄関フロアマットで隠され意味を果たしていない
ＪＲ深川駅	○他の駅ではエレベーターがついているが、駅にエレベーターがなく不便に思う ○駅にエレベーターが無い ○駅の階段は非常につらいし、無理なので利用しなくなった ○駅の階段を見ても障がい者にとって過酷である ○駅の階段はエレベーターかエスカレーターへ変更すべき ○駅の階段が大変です ○車椅子で使用できるトイレが無い ○ＪＲ深川駅にエレベーターかエスカレーターがあると良い ○トイレの数があればよい ○トイレまでの通路が狭い ○やはり足・腰に痛みのある方々には階段は辛いようです ○トイレ入口ドアが狭く障がい者には不便 ○障がい者（車椅子利用）用の階段昇降機を置いているが気軽に利用出来るエレベーターの設置が必要 ○トイレ入口などバリアフリー対応が必要 ○すべてを含め駅舎の建て替えを強く要望する ○女性トイレのドアが重くて大変 ○駅出入口が自動ドアでないので身障者には開閉が困難かと思います
駅前広場	○障がい者用駐車スペースがあるが、立て看板がない
総合福祉センター	○社会福祉協議会、児童センター、消費者センターなどが設置されているが初めて利用する人には場所が判りづらい ○２階以上への用務がある場合、身体障がい者（特に下肢障がい）の方には利用が不可

施設	現地調査等における主な意見
中央公民館	○施設を新築し高齢者に優しいバリアフリー化をする ○トイレが身障者用ではない ○建物は古いですが市内で一番有効利用されていますが、障がいのある方には不便だと思います ○他にも施設がありますので使い分けをした上で出来るだけ現在あるものを利用していくことが大切と思う ○障がい者専用駐車スペースが無い ○至るところに段差がある ○全体的に建物が古い施設のため身障者等が利用するのに不便である ○正面玄関に設置しているグレーチングの溝幅が広く感じた ○トイレの改善が必要
その他の意見	○色々な障がい者の方や老人が使いやすいように、スロープ、手摺り、自動ドア、トイレなどは施設ごとに必要だと思います ○ウォーキングが出来る場所などがあれば、冬の運動不足の解消となります ○乳児や幼児を連れて行って遊んだり休んだりするスペースを今ある公共施設を併用して出来れば（特に冬は公園などで遊ぶことが出来ないので）色々なハンディキャップを持つ方々にも優しい街づくりの一環となると思われます ○現在ある公共施設をすべてバリアフリーにするのではなく（予算の関係で）いくつかの施設に集約していってはどうかと思います ○歩道整備後の悪化時の修繕は、すぐには難しいと思われるので、初めから長期に修理が必要ない工法の方が経済的では？ ○歩道除雪車が車の乗り入れが歩道の状態悪化をしているのでは？工法の検討が必要か ○車椅子、手動、電動、実際どこまで利用あるか ○視覚障がい者の人、歩道を一人で利用する人がどれだけいるか ○全体的に横断歩道部分の縁石の切り下げが狭い箇所が見られる ○全体的にインターロッキング、波打ち歩きづらい ○全体として歩道と車道の境（隙間）の雑草が気になりますが管理はどこでするのですか ○現在のインターロッキングは馴染まないのでは？ ○無電柱化のメリットは何ですか？防災・除雪 ○ネットワークを考えると整備は必要では？

第 7 章

実施すべき特定事業等に関する事項

第７章　実施すべき特定事業等に関する事項

基本構想においては、重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、生活関連施設および生活関連経路の整備を早期に実施するとともに、各事業者において特定事業を以下のとおり定めることとします。

１　実施する特定事業等

〇公共交通特定事業
特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で、具体的には旅客施設におけるバリアフリー化整備（エレベーターや多目的トイレ等）の整備、鉄軌道車両、バス、タクシーなどの車両のバリアフリー化、車内アナウンスの充実、福祉タクシーの増車などが挙げられます。
〇建築物特定事業
特別特定建築物（特定建築物を含む）において実施するエレベーター、障がい者用トイレ等の整備に関する事業です。
〇道路特定事業
道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善等のほか、施設の場所を案内する標識の設置等に関する事業です。
〇交通安全特定事業
高齢者や障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、たとえば感応式信号機や音響式信号機、あるいは道路交通法でいう道路標識や横断歩道等の道路標示の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関する事業です。
〇その他の事業
特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備に関する事業で、特定事業以外の事業となります。

２　整備目標時期

重点整備地区において、取り組む特定事業の目標とする整備時期は、緊急性を要する場合などを考慮し、以下の考え方に沿って、短期（５年以内）、中期（１０年程度まで）、長期（１０年以上）に目標を分け、実施すべき事業を設定していきます。

短期（５年以内）	緊急性を要する場合は早急に対応※
中期（１０年まで）	可能な限りバリアフリー基準に沿った整備を実施
長期（１０年以上）	現段階で整備時期は明示出来ないが実現に向けて検討を継続

※歩道等整備については、用地や建物の制約などがあり有効幅員２ｍを確保出来ない場合でも整備可能とし、地権者等との調整や財政状況等により整備時期が前後する場合もあります。

３　実施する特定事業等の方針と整備内容

（１）公共交通特定事業

【駅旅客施設の大規模改良などの際の基本方針】

○「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を基本に、ＪＲ深川駅の移動円滑化を検討します。

○高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、意見を反映した上で建築物移動等円滑化基準への適合に努めます。

【整備施設および検討する整備内容】

施設名（管理者）	検討する整備内容	
ＪＲ深川駅（北海道旅客鉄道株式会社）	移動経路の円滑化	エレベーターや自動ドアの設置
	トイレの改良	多機能トイレの設置
	案内情報のわかりやすさ	警告・誘導ブロックの設置、触知案内板等の設置

※ＪＲ深川駅における平成２６年度の駅利用者数（乗降者数）は１，９０６人／日となっております。

このため、現状においては「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づく鉄軌道駅の移動等円滑化の目標とされている、１日当たりの平均的な利用者数である３，０００人以上を満たしていないことなどから、現段階では、整備内容や整備時期を明示することは出来ません。

将来、駅旅客施設の大規模改良などを行うときには、移動円滑化のために必要な構造及び設備事業規模について検討を進めます。

また、それまでの間、施設内を安全に利用出来るよう対策として、車いすのお客様に対し階段昇降時に階段昇降機（電動対応）による駅員の介助や、キップ購入時におけるバリアフリー化として車いすのお客様にも使い易い傾斜型自動券売機と点字案内の実施、高齢者、身体障がい者などに対する適切な情報提供を行なうなどソフト面での対応を行います。

（2）建築物特定事業

【基本方針】

○「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、生活関連施設の移動円滑化を実施します。

○高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、意見を反映した上で建築物移動等円滑化基準への適合に努めます。

【整備施設一覧および整備内容】

施設名（管理者）	整備内容		備考
市役所（深川市）	移動経路の円滑化	エレベーターの設置	・本庁舎については、耐震診断等の結果も踏まえた上で、新改築を検討しなければならず、現段階では整備時期の明示は出来ないものの、移動円滑化のために必要な構造及び設備について合わせて検討します ・また、それまでの間、施設内を安全に利用出来るよう、ソフト面での適切な情報の提供や職員による介助を行います
	トイレの改良	多機能トイレの設置	
	案内情報のわかりやすさ	点字案内板等の設置	
中央公民館（深川市）	移動経路の円滑化	エレベーターの設置	・中央公民館については、現段階では整備時期を明示出来ないが、短・中期的な整備時期を視野に施設の建替えもしくは大規模な改修を行うときに、移動円滑化のために必要な構造及び設備について検討します ・また、それまでの間、施設内を安全に利用出来るよう、ソフト面での適切な情報の提供や職員による介助を行います
		経路上の段差の改善	
	案内情報のわかりやすさ	点字案内板等の設置	
	駐車スペースの検討	障がい者専用の駐車スペースの確保	

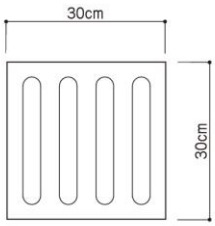

線状ブロック

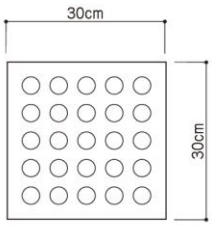

点状ブロック

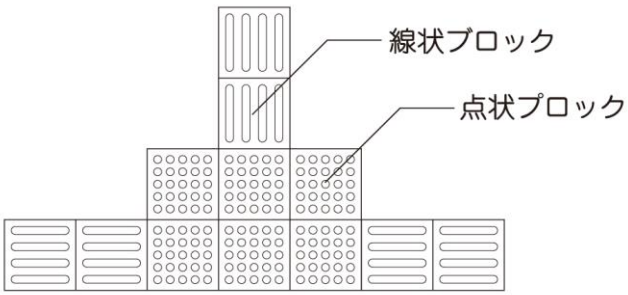

出典　高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

（３）道路特定事業

【基本方針】

○「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、生活関連経路の移動円滑化を実施します。

○高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、意見を反映した上で道路移動等円滑化基準への適合に努めます。

【整備路線一覧】

種類（管理者）	路線名	区間	整備時期			備考
			短期	中期	長期	
国道（北海道開発局）	国道２３３号	道道深川停車場線～市道一已５丁目線		○		
道道（北海道）	道道深川停車場線	市道蓬莱通線～国道２３３号		○		
	道道深川雨竜線	市道１１号線～国道２３３号		○		
	道道旭川深川線	国道２３３号～市道一已６丁目線		○		
市道（深川市）	市道蓬莱通線	市道１１号線～温水プール付近	○			
		温水プール付近～市道一已６丁目線			○	
	市道仲町通線	市道１１号線～市道片町線		○		
		国道２３３号～市道一已６丁目線	○			
	市道１１号線	市道蓬莱通線～道道深川雨竜線			○	
	市道６丁目線	市道蓬莱通線～市道寺前通線	○			
	市道７丁目線	市道蓬莱通線～市道寺前通線		○		
	市道一已６丁目線	市道蓬莱通線～道道旭川深川線			○	

【整備方針】

○道路構造においては、車道と明確に分離された安全な歩道を設置し、車いす使用者がいつでもすれ違える幅員を確保します。

○歩行者の交通量の多い歩道については３．５m、その他の歩道は２．０m以上を原則として有効幅員を確保します。

■有効幅員のイメージ

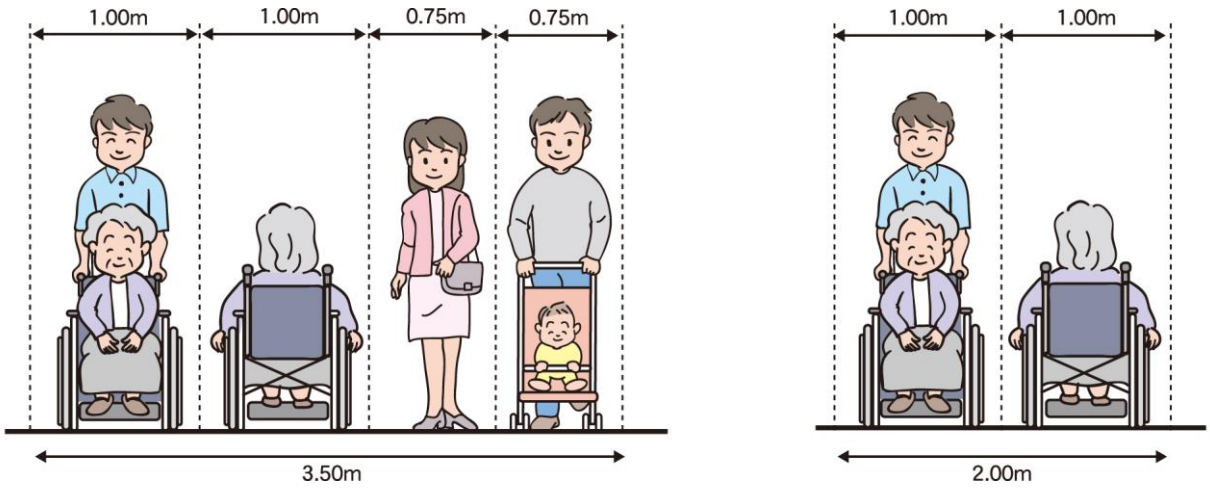

○歩道一般部においては、車いす使用者等が通行しやすいように横断勾配を原則１％（困難な場合は２％）以下とします。
○縦断勾配は原則５％（困難な場合は８％）以下とします。
○波打ち歩道とならない平たんな整備を図ります。

■バリアフリー化された歩道のイメージ

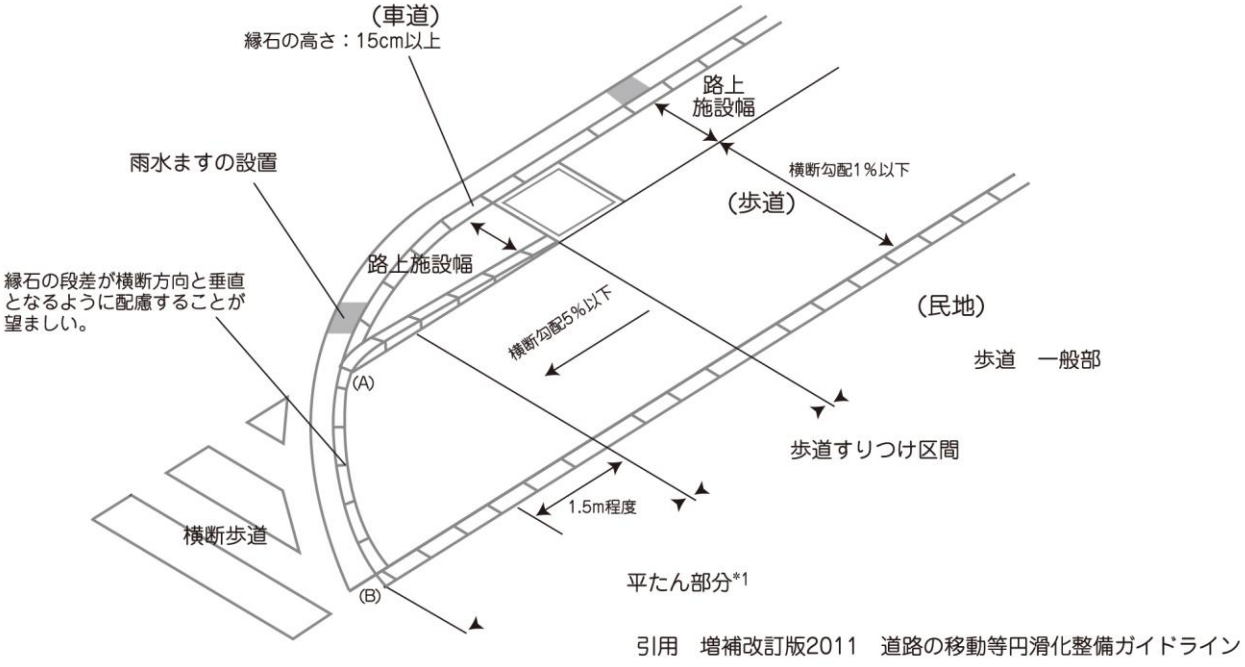

○交差点の巻き込み部や駐車場出入口等の歩道では、横断勾配、縦断勾配に配慮し、移動時の上下左右の急な傾きがないようにします。
○交差点部においては、車いす使用者等の利用者が安心して信号待ちが出来るように、平たんな部分を設けます。
○視覚障がい者等に配慮して、歩道一般部、交差点部などに、全国共通の規格を採用した視認性が高くすべりにくい素材の視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。

■視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置した例（イメージ）

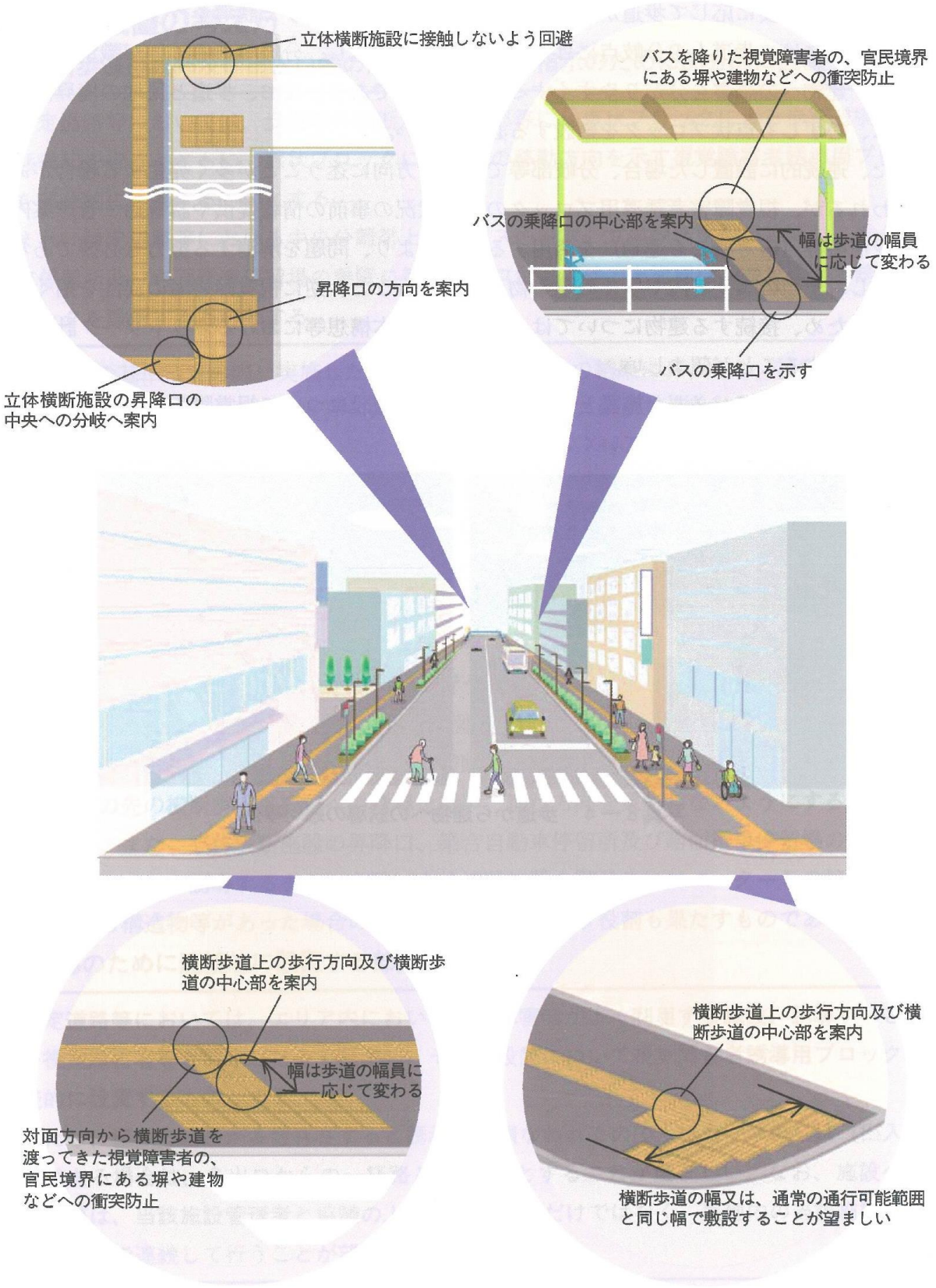

資料：図は「改訂版　道路の移動等円滑化整備ガイドライン（編集・発行：（財）国土技術研究センター）」より抜粋

（４）その他の事業

【基本方針】

○「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、駅前広場の移動円滑化を実施します。

○高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、意見を反映した上で移動円滑化を実施します。

【整備施設および整備内容】

施設名（管理者）	整備内容		備考
駅前広場（北海道・深川市・ＪＲ）	移動経路の円滑化	視覚障がい者誘導用ブロックの設置など	・現段階では整備時期を明示出来ないが、移動円滑化に向け北海道・深川市において検討を継続する

※駅前広場の整備に関しては、平成１３年３月２８日締結による「深川駅前広場維持管理協定書」（北海道と北海道旅客鉄道株式会社、及び、北海道と深川市、並びに、北海道旅客鉄道株式会社と深川市）に基づき、協議して行うものとする。

第８章

バリアフリーの推進に向けて

第８章　バリアフリーの推進に向けて

1　心のバリアフリーの取り組み

深川市における総合的なバリアフリーを実現するためには、深川市と各事業者（道路管理者、公安委員会、公共交通事業者、民間事業者等）および利用者である市民がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りつつ推進していかなければなりません。

さらに心のバリアフリーは、行政が率先して取り組むことはもちろんですが、市民、事業者がそれぞれの立場で協力して取り組むことが大切です。

（１）市民による心のバリアフリー

整備済みの歩道上の違法駐輪や看板の設置、また歩道や交差点付近の違法駐車等は、歩行者の通行の妨げになることがあります。

そこで、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等の立場に立った心のバリアフリーに向けて、意識を醸成していくため、「他人事」ではなく、「自分の問題」としてルールやマナーを捉え、考え、行動できるような取り組みを推進します。

さらに、地域社会には外見上わかりづらい障がい（聴覚、内臓、精神等）など、多様な種類の障がいがある人がおり、多様な障壁を取り除く努力を地域社会全体で行う心のバリアフリーに配慮する必要があります。

（２）事業者による心のバリアフリー

各事業者のそれぞれの立場において、当該施設での高齢者や障がい者等への配慮ある対応や介助の充実、施設の維持管理・保全、利用者の立場に立った思考など、職員・従業員教育を通して心のバリアフリーの推進に努めます。

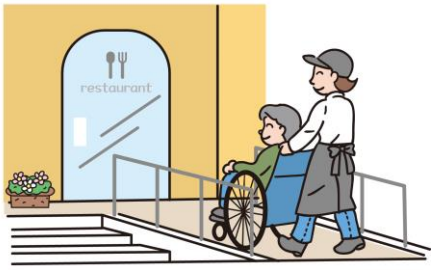

冬期間においては、店舗や事業所前、周囲の除排雪を行い、つるつる路面に砂まきをするなど、冬期間の歩行空間の対策に努めます。

（３）行政による心のバリアフリー

本構想に位置づけられた各種事業の実施に当たり、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見を適切に反映させるため、各事業者や関係する機関との十分な協議・調整を図りながら、一体的に効果的なバリアフリー整備を進めていきます。

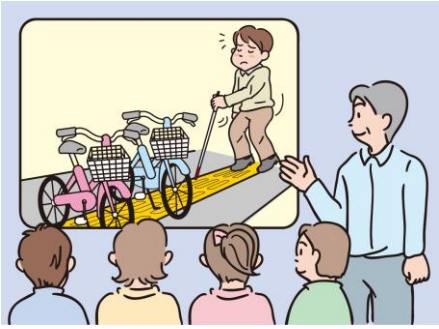

さらに、高齢者や障がい者等の移動円滑化のために必要な情報の提供や移動円滑化のための事業に対する支援措置、移動円滑化や心のバリアフリーに関する地域住民の理解を深めるための広報啓発活動等に努めます。

また、冬期間には、生活関連経路の歩道、横断歩道の除排雪を行うなど、冬期間の歩行空間の対策に努めます。

【心のバリアフリーとして取り組む内容】

〇高齢者や障がい者等の移動円滑化のために必要な情報を提供
〇違法駐輪、違法駐車、歩道上の看板等の移動阻害をなくすための方策の推進
〇行政や各事業所等、職員・従業員に対するバリアフリー教育を通しての心の教育
〇バリアフリーに関する啓発・広報等による情報の発信、その他

2　スパイラルアップ

高齢化やユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な取り組みについて検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じる、いわゆる「スパイラルアップ」の仕組みづくりが重要となります。

また、社会情勢の変化やニーズの多様化に対応したバリアフリーの推進にあたっては、行政や事業者だけでなく、市民と連携した取り組みが必要となります。

そこで、本構想の実現に向け、事業の実施進行管理や市民・事業者・行政が連携して事業の促進を図るなど、P（計画・目標）D（実施）C（検証）A（見直し改善）のサイクルを繰り返し、段階的かつ継続的な発展に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に取り組まなければなりません。
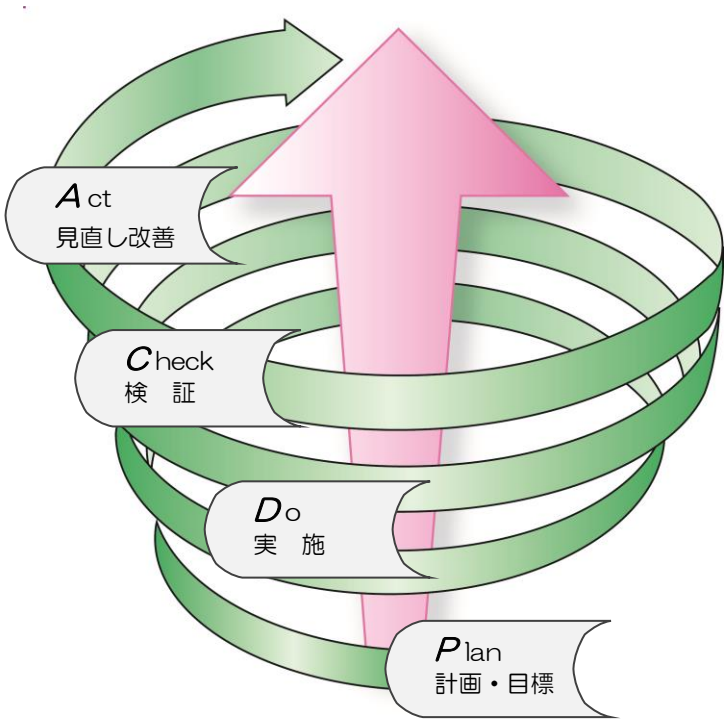
また、本構想の内容も社会情勢の変化なども考慮した上で、必要に応じ適宜見直しを行いながら、事業の着実な推進を継続的に図っていくこととします。